

岩手県監査委員告示第31号

包括外部監査人の監査の結果に関する報告の提出の公表（平成22年岩手県監査委員告示第18号）により公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成23年5月13日

岩手県監査委員 千葉 康一郎  
岩手県監査委員 樋下 正信  
岩手県監査委員 伊藤 孝次郎  
岩手県監査委員 工藤 洋子

1 外部監査の種類

平成21年度に実施した地方自治法第252条の37第1項及び岩手県包括外部監査契約書第7条に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

一般会計の債権（県税を含む）および公営企業会計（医療局）の債権の管理について

3 監査委員告示

平成22年3月16日付け岩手県監査委員告示第18号

4 岩手県知事からの措置結果通知の内容及び受理日

包括外部監査結果に対する措置について 平成23年2月17日

5 措置結果の内容

指摘事項	措置内容
<p>許可区域施設の転貸について</p> <p>占用許可指令書6許可の条件等(2)のウには、「許可した区域を許可した目的以外の目的に使用し、他人に転貸し、または担保に供してはならない」と規定されている。しかし、監査にあたりA社の漁港施設占用料催促等経過表を確認したところ、「占用地は現在B社に貸している」という記載があった。内容を確認したところ、A社は県単独事業用地に占用許可を受けて建てた建物をB社に転貸しており、B社から受け取る賃貸料の一部を県へ納付していた。当該事例は占用許可を受けた区域を転貸した事例に該当し、占用許可指令書に定める遵守事項に抵触していると考えられる。</p> <p>早急に詳細な実態調査を実施し、許可区域施設の転貸状況の解消を図る必要がある。また、他の許可区域施設においても同様な事例はないか検証する必要がある。</p>	<p>許可区域施設の転貸について</p> <p>平成21年8月24日にA社へ聞き取り調査を実施したところ、平成18年頃から建物の一部を転貸していたことが判明した。このため、平成21年9月から関係者に対する指導を行い、平成22年1月27日に転貸を解消した。</p> <p>他の許可区域施設における状況についても、平成22年度に全占用許可を調査し、転貸事実がないことを確認した。</p>